

児童手当の受給者数および支給状況

各年度 1月31日現在

年度・区分			受給者数 (人)	受給延児童数 (人)	1人当たり 手当額 (円)	総額 (千円)
2	児童 手当分	計	10,587	123,628	10,000	1,236,280
		3歳未満の児童	1,872	42,438	15,000	636,570
		被用者	219	25,263	15,000	378,945
		非被用者		2,968	15,000	44,520
		3歳以上小学校 修了前の児童	5,161	78,565	10,000	785,650
		被用者（第1子・ 2子）		12,004	15,000	180,060
		被用者（第3子 以降）		10,166	10,000	101,660
		非被用者（第1 子・2子）	672			
		非被用者（第3子 以降）		2,203	15,000	33,045
		中学校修了前の 児童	2,340	30,554	10,000	305,540
		被用者	323	4,343	10,000	43,430
		非被用者				
	特例 給付分	計	433	6,485	5,000	32,425
		3歳未満の児童	27	376	5,000	1,880
		被用者	13	188	5,000	940
		非被用者				
		3歳以上小学校 修了前の児童	177	2,625	5,000	13,125
		被用者（第1子・ 2子）		490	5,000	2,450
		被用者（第3子 以降）		317	5,000	1,585
3	児童 手当分	計	10,551	122,847	10,000	1,228,470
		3歳未満の児童	1,882	41,229	15,000	618,435
		被用者	193	24,467	15,000	367,005
		非被用者		2,604	15,000	39,060
		3歳以上小学校 修了前の児童	5,127	77,947	10,000	779,470
		被用者（第1子・ 2子）		12,077	15,000	181,155
		被用者（第3子 以降）		9,820	10,000	98,200
		非被用者（第1 子・2子）	654			
		非被用者（第3子 以降）		2,081	15,000	31,215
		中学校修了前の 児童	2,380	30,988	10,000	154,940
		被用者	315	4,092	10,000	40,920
		非被用者				
	特例 給付分	計	442	6,420	5,000	32,100
		3歳未満の児童	21	287	5,000	1,435
		被用者	14	184	5,000	920
		非被用者				
		3歳以上小学校 修了前の児童	189	2,586	5,000	12,930
		被用者（第1子・ 2子）		494	5,000	2,470
		被用者（第3子 以降）		465	5,000	2,325
4	児童 手当分	計	10,551	122,847	10,000	1,228,470
		3歳未満の児童	1,882	41,229	15,000	618,435
		被用者	193	24,467	15,000	367,005
		非被用者		2,604	15,000	39,060
		3歳以上小学校 修了前の児童	5,127	77,947	10,000	779,470
		被用者（第1子・ 2子）		12,077	15,000	181,155
		被用者（第3子 以降）		9,820	10,000	98,200
		非被用者（第1 子・2子）	654			
		非被用者（第3子 以降）		2,081	15,000	31,215
		中学校修了前の 児童	2,380	30,988	10,000	154,940
		被用者	315	4,092	10,000	40,920
		非被用者				
	特例 給付分	計	442	6,420	5,000	32,100
		3歳未満の児童	21	287	5,000	1,435
		被用者	14	184	5,000	920
		非被用者				
		3歳以上小学校 修了前の児童	189	2,586	5,000	12,930
		被用者（第1子・ 2子）		494	5,000	2,470
		被用者（第3子 以降）		465	5,000	2,325
5	児童 手当分	計	10,551	122,847	10,000	1,228,470
		3歳未満の児童	1,882	41,229	15,000	618,435
		被用者	193	24,467	15,000	367,005
		非被用者		2,604	15,000	39,060
		3歳以上小学校 修了前の児童	5,127	77,947	10,000	779,470
		被用者（第1子・ 2子）		12,077	15,000	181,155
		被用者（第3子 以降）		9,820	10,000	98,200
		非被用者（第1 子・2子）	654			
		非被用者（第3子 以降）		2,081	15,000	31,215
		中学校修了前の 児童	2,380	30,988	10,000	154,940
		被用者	315	4,092	10,000	40,920
		非被用者				
	特例 給付分	計	442	6,420	5,000	32,100
		3歳未満の児童	21	287	5,000	1,435
		被用者	14	184	5,000	920
		非被用者				
		3歳以上小学校 修了前の児童	189	2,586	5,000	12,930
		被用者（第1子・ 2子）		494	5,000	2,470
		被用者（第3子 以降）		465	5,000	2,325

児童手当の受給者数および支給状況

各年度 1月31日現在

年度・区分			受給者数 (人)	受給延児童数 (人)	1人当たり 手当額 (円)	総額 (千円)
4	児童 手当分	計	10,302	121,142	10,000	1,211,420
		3歳未満の児童	1,802	39,888	15,000	598,320
		被用者	176	23,765	15,000	356,475
		非被用者		2,299	15,000	34,485
		3歳以上小学校 修了前の児童	5,089	77,339	10,000	773,390
		被用者（第1子・ 2子）		11,811	15,000	177,165
		被用者（第3子 以降）		9,462	10,000	94,620
		非被用者（第1 子・2子）	648	2,013	15,000	30,195
		非被用者（第3子 以降）		30,308	10,000	151,540
		中学校修了前の 児童	2,277	4,033	10,000	40,330
		被用者	310			
		非被用者				
	特例 給付分	計	342	5,482	5,000	27,410
		3歳未満の児童	17	271	5,000	1,355
		被用者	9	170	5,000	850
		非被用者				
		3歳以上小学校 修了前の児童	167	2,404	5,000	12,020
		被用者（第1子・ 2子）		383	5,000	1,915
		被用者（第3子 以降）		323	5,000	1,615
5	児童 手当分	計	10,027	118,298	10,000	1,182,980
		3歳未満の児童	1,744	38,693	15,000	580,395
		被用者	177	23,183	15,000	347,745
		非被用者		2,301	15,000	34,515
		3歳以上小学校 修了前の児童	5,015	76,399	10,000	763,990
		被用者（第1子・ 2子）		11,347	15,000	170,205
		被用者（第3子 以降）		9,280	10,000	92,800
		非被用者（第1 子・2子）	630	1,862	15,000	27,930
		非被用者（第3子 以降）		28,772	10,000	143,860
		中学校修了前の 児童	2,170	3,847	10,000	38,470
		被用者	291			
		非被用者				
	特例 給付分	計	313	4,904	5,000	24,520
		3歳未満の児童	17	231	5,000	1,155
		被用者	6	95	5,000	475
		非被用者				
		3歳以上小学校 修了前の児童	142	2,118	5,000	10,590
		被用者（第1子・ 2子）		403	5,000	2,015
		被用者（第3子 以降）		284	5,000	1,420
6	児童 手当分	計	10,027	118,298	10,000	1,182,980
		3歳未満の児童	1,744	38,693	15,000	580,395
		被用者	177	23,183	15,000	347,745
		非被用者		2,301	15,000	34,515
		3歳以上小学校 修了前の児童	5,015	76,399	10,000	763,990
		被用者（第1子・ 2子）		11,347	15,000	170,205
		被用者（第3子 以降）		9,280	10,000	92,800
		非被用者（第1 子・2子）	630	1,862	15,000	27,930
		非被用者（第3子 以降）		28,772	10,000	143,860
		中学校修了前の 児童	2,170	3,847	10,000	38,470
		被用者	291			
		非被用者				
	特例 給付分	計	313	4,904	5,000	24,520
		3歳未満の児童	17	231	5,000	1,155
		被用者	6	95	5,000	475
		非被用者				
		3歳以上小学校 修了前の児童	142	2,118	5,000	10,590
		被用者（第1子・ 2子）		403	5,000	2,015
		被用者（第3子 以降）		284	5,000	1,420
7	児童 手当分	計	10,027	118,298	10,000	1,182,980
		3歳未満の児童	1,744	38,693	15,000	580,395
		被用者	177	23,183	15,000	347,745
		非被用者		2,301	15,000	34,515
		3歳以上小学校 修了前の児童	5,015	76,399	10,000	763,990
		被用者（第1子・ 2子）		11,347	15,000	170,205
		被用者（第3子 以降）		9,280	10,000	92,800
		非被用者（第1 子・2子）	630	1,862	15,000	27,930
		非被用者（第3子 以降）		28,772	10,000	143,860
		中学校修了前の 児童	2,170	3,847	10,000	38,470
		被用者	291			
		非被用者				
	特例 給付分	計	313	4,904	5,000	24,520
		3歳未満の児童	17	231	5,000	1,155
		被用者	6	95	5,000	475
		非被用者				
		3歳以上小学校 修了前の児童	142	2,118	5,000	10,590
		被用者（第1子・ 2子）		403	5,000	2,015
		被用者（第3子 以降）		284	5,000	1,420

児童手当の受給者数および支給状況

各年度 1月31日現在

年度・区分			受給者数 (人)	受給延児童数 (人)	1人当たり 手当額 (円)	総額 (千円)
6 (法改正前)	児童手当分	計	9,685	102,330	10,000 15,000	771,300 378,000
		3歳未満の児童	1,741	15,195	15,000	227,925
		被用者 非被用者	154	1,436	15,000	21,540
		3歳以上小学校 修了前の児童	4,783	49,904	10,000	499,040
		被用者(第1子・ 2子) 被用者(第3子 以降) 非被用者(第1 子・2子) 非被用者(第3子 以降)	581	7,427 5,925 1,142	15,000 10,000 15,000	111,405 59,250 17,130
		中学校修了前の 児童	2,133	18,744	10,000	187,440
		被用者 非被用者	293	2,557	10,000	25,570
	特例 給付分	計	368	3,409	5,000	17,045
		3歳未満の児童	21	156	5,000	780
		被用者 非被用者	5	46	5,000	230
		3歳以上小学校 修了前の児童	160	1,435	5,000	7,175
		被用者(第1子・ 2子) 被用者(第3子 以降) 非被用者(第1 子・2子) 非被用者(第3子 以降)	19	288 183 30	5,000 5,000 5,000	1,440 915 150
		中学校修了前の 児童	151	1,179	5,000	5,895
		被用者 非被用者	12	92	5,000	460
6 (法改正後)	児童 手当分	計	13,192	33,028	15,000 10,000 30,000	50,985 252,340 131,850
		3歳未満の児童	1,739	3,144	15,000	47,160
		被用者 (第1子・第2子) 被用者 (第3子以降) 非被用者 (第1子・第2子) 非被用者 (第3子以降)	165	634 255 103	30,000 15,000 30,000	19,020 3,825 3,090
		3歳以上小学校修 了前の児童	5,204	12,962	10,000	129,620
		被用者 (第1子・第2子) 被用者 (第3子以降) 非被用者 (第1子・第2子) 非被用者 (第3子以降)	636	2,290 1,511 358	30,000 10,000 30,000	68,700 15,110 10,740
		中学修了前の児童	2,360	4,522	10,000	45,220
		被用者 (第1子・第2子) 被用者 (第3子以降) 非被用者 (第1子・第2子) 非被用者 (第3子以降)	313	598 582 94	30,000 10,000 30,000	17,940 5,820 2,820
		高校生年代の児童	2,467	5,036	10,000	50,360
		被用者 (第1子・第2子) 被用者 (第3子以降) 非被用者 (第1子・第2子) 非被用者 (第3子以降)	308	268 621 50	30,000 10,000 30,000	8,040 6,210 1,500

児童手当の受給者数および支給状況

各年度 1月31日現在

年度・区分	受給者数 (人)	受給延児童数 (人)	1人当たり 手当額 (円)	総額 (千円)
-------	-------------	---------------	------------------	------------

資料：子育て支援課

(注)

- ・被 用 者 原則として厚生年金保険等の被用者年金保険制度における被保険者、組合員または団体職員の範囲
非被用者 被用者または公務員でない者
- ・受給者数は、3歳未満と3歳以上小学校終了前と小学校終了後中学校終了前の児童を養育している場合は、それぞれに計上している。
- ・「平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」の制定に伴い、平成23年10月から3歳未満の全児童及び3歳以上小学校修了前までの第3子に係る手当月額が15,000円、3歳以上小学校修了前までの第1・2子及び小学校修了後中学校修了前までの全児童に係る手当月額が10,000円に改正された。
- ・「平成24年改正児童手当法」の施行に伴い、所得制限が設けられ、所得制限により手当を受けられない方に対しては、特例給付金として児童1人につき5,000円の給付を当面の間、行うこととなった。
- ・令和4年6月1日施行の児童手当法一部改正に伴い、所得上限が設けられ所得上限以上の方は支給対象外（令和4年10月支給分から）となった。
- ・令和6年10月1日施行の児童手当の抜本的拡充のための児童手当法の改正を含む「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」に伴い、令和6年12月支給分から以下の内容が改正された。①所得制限の撤廃、②支給期間を高校生年代まで延長、③第3子以降の支給額を3万円とする、④支払月を隔月（偶数月）の年6回とする、⑤多子加算の算定年齢の拡充（多子加算のカウント方法については、従来の取り扱いを見直し、進学か否にかかわらず22歳年度末までの上の子について親等の経済的負担がある場合をカウント対象とする。）